

国地契第105号  
国官技第368号  
国営計第120号  
国港総第755号  
国港技第152号  
平成24年3月29日

東北地方整備局 総務部長  
企画部長  
営繕部長  
港湾空港部長

あて

大臣官房  
地方課長  
技術調査課長  
官庁営繕部計画課長  
港湾局  
総務課長  
技術企画課長

## 直轄事業における復旧・復興工事のための共同企業体の当面の取扱いについて

東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、被災地域の地元の建設企業が、被災地域外の建設企業と共同することにより、その施工力を強化するために結成される、新たな共同企業体方式の制度を試行的に実施する旨が、「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成24年2月29日付け国土入企第34号）により通知されたところである。これに基づき、復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復興JV」という。）の取扱いについては、当面の間、下記のとおり試行することとしたので、適切な運用を図るよう措置されたい。

## 記

### 1. 対象工事

復興JVによる施工対象工事は、被災三県における工事のうち、地方整備局長、副局長又は事務所長が必要があると認める工事とする。ただし、技術的難度の高い工事又は予定価格が5.8億円以上の工事は除く。

## 2. 復興JVの内容

### (1) 構成員の数

構成員の数は、2又は3社とする。

### (2) 組合せ

同一の等級又は直近の等級に認定された有資格業者又はこれと同等と認められる者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を1社以上含むものとする。被災地域の範囲並びに被災地域及び被災地域外の構成員に求める要件については、地方整備局長又は副局長（以下「局長等」という。）が定めるものとする。

なお、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）、經常建設共同企業体（以下「經常JV」という。）、及び地域維持型建設共同企業体（以下「地域JV」という。）の構成員である一の企業が復興JVの構成員となることは妨げない。

### (3) 構成員の技術的要件等

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 登録しようとする種別の工事と同種の工事について元請として施工実績を有すること。
- 二 発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が3年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- 三 工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額にあっては、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課することとなると認められる場合においては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を工事現場に専任で配置することができること。ただし、共同施工を行う場合は、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置する場合においては、残りの構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。

また、分担施工を行う場合は、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。

なお、設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者の専任を求める期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。

### (4) 出資比率要件

甲型の復興JV（復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）を使用する復興JVをいう。）の場合は、すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

### (5) 代表者要件

代表者は、構成員において決定された被災地域の地元の建設企業を原則とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

## 3. 資格審査等

- (1) 局長等は、復興JVを結成しようとする者が競争参加資格を得ようとする場合の申請方法等について、次の各号に掲げる事項を明らかにして公示するものとする。
  - 一 申請対象工事種別
  - 二 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
  - 三 認定資格の有効期間
  - 四 その他局長等が必要と認める事項
- (2) 局長等は、(1)の申請を受けた復興JVについて、資格審査を行い、適格なものを有資格業者として登録するものとする。この場合において、復興JVの総合点数の算定方法については、「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）第5又は「数値の算定及び等級の格付け要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第6条によるものとする。ただし、「工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」第5第1項に規定する「共同企業体の資格審査要領」（「中小建設業の振興について」（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）別紙2に定めるものをいう。）第4項及び「数値の算定及び等級の格付け要領」第6条（3）の級別格付の調整は、適用しないものとする。
- (3) 等級区分が設けられている工事種別にあつては、復興JVとして認定された等級区分に含まれる工事における競争に参加させることを原則とするが、構成員である被災地域の地元企業のうち1社以上が当該等級の直近下位の等級に認定されていた場合は、必要に応じて、当該直近下位の等級区分に含まれる工事においても競争に参加させることができるものとする。

#### 4. 登録

- (1) 登録できる数

一の企業が地方整備局に登録することができる復興JVの数は、1とするものとする。ただし、共同企業体が営業区域や結成する工種を異にしているとき等で継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合に限り、2までとすることができるものとする。
- (2) 一の企業としての登録等

復興JVについては、一の企業との同時登録並びに特定JV、経常JV及び地域JVとの同時結成及び登録は可能であるものとする。
- (3) 協定書

標準共同企業体協定書（甲、乙）については、経常JVのものを準用することとし、別添のとおりとする。

#### 5. 入札等

復興JVにより競争を行わせることができる工事については、当該工事を確実かつ円滑に施工することができること認められる復興JV以外の単体有資格業者、経常JV又は地域JVについても競争に参加させるものとする。ただし、同一の企業が、単体、経常JV、地域JV又は復興JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めないものとする。

## 〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）

### （目的）

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

### （名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

### （事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

### （成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

### （構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

### （代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

### （代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、復旧・復興工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の復旧・復興工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によつて取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、復旧・復興工事完成の都度当該復旧・復興工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち復旧・復興工事の工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、復旧・復興工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
  - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇(印)

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇(印)

### 〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があつても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

#### 記

- |   |       |          |     |
|---|-------|----------|-----|
| 1 | 工事の名称 | 〇〇〇〇〇〇工事 |     |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |
|   |       | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇(印)

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇(印)

## 〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（乙）

### （目的）

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

### （名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

### （事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

### （成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。  
2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

### （構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

### （代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

### （代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業



体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第 8 条 各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、復旧・復興工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によつて取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 復旧・復興工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業

体の責任を免かれるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇(印)

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇(印)

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があつたものとする。

記

- 1 工事名称 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 分担工事額（消費税分を含む。）  
〇〇工事〇〇建設株式会社〇〇円  
〇〇工事〇〇建設株式会社〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、工事の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇 (印)  
〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇 (印)